

認知症対応型共同生活介護
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

重要事項説明書

社会医療法人 山弘会
グループホーム みかんの里

1 グループホームみかんの里の概要

(1) 事業者について

法人名	社会医療法人 山弘会
所在地	大阪府寝屋川市秦町 15 番 3 号
電話番号	072-825-2345
代表者名	江坂 竜二 (認知症対応型サービス事業開設者研修修了)

(2) ご利用施設

施設の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
事業所名	グループホームみかんの里
管理者	渡邊 裕二
介護保険事業所番号	2790300236
所在地	大阪府寝屋川市池田中町 2 番 20 号
電話番号	072-800-5427
F A X 番号	072-800-5428

(3) 当施設の運営方針

ご利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じて食事・入浴・排泄等の生活全般について支援することにより、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、自立した生活を営めるよう、サービスを提供致します。

(4) 建物

本施設は定期借地権の為、平成 27 年 3 月 1 日～平成 77 年 7 月 31 日までの利用となります。

(5) 開設年月日 平成 27 年 3 月 1 日

(6) 入居定員 18 名

(7) 設備の概要

区分	数量・規模	備考
利用定員	18 名	全個室
居室	11.73 m ² (10.72 m ²) (17 室) 13.54 m ² (12.53 m ²) (1 室)	全 18 室

食堂・居間・キッチン 含む	68.33 m ² (あさがおユニット) 66.29 m ² (さくらユニット)	
キッチン	あさがおユニット 1カ所 さくらユニット 1カ所	
トイレ	あさがおユニット 3カ所 さくらユニット 3カ所	
浴室	あさがおユニット 1カ所 さくらユニット 1カ所	

(8) 事業所の職員体制 (令和元年 12 月 16 日現在)

職種	従事する業務	人員
管理者	職員管理・業務管理 施設サービス計画の作成	1名
計画作成 担当者	施設サービス計画の作成	1名
介護従業者	日常生活に必要な援助	21名 内訳：常勤専従 10名、 非常勤専従 11名

※人員については、変動があります。

(9) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	日勤 午前 8:30～午後 5:30
介護従業者	早出 午前 7:00～午後 4:00
	日勤 午前 8:30～午後 5:30
	遅日 午前 10:30～午後 7:30
	遅出 午後 1:00～午後 10:00
	夜勤 午後 10:00～翌午前 7:00
計画作成担当者	日勤 午前 8:30～午後 5:30
	半日 午前 8:30～午後 12:30

2 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

- ①入浴 週 2 回以上、入浴又は清拭を行います。
- ②排泄 排泄の自立を促すよう、状況に応じた支援を行います。
- ③健康管理 嘱託医師や看護師による健康管理を行います。

また緊急等必要な場合には主治医または医療機関等に引継ぎいたします。

④その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活を送っていただくため、適切な整容が行われるよう支援します。

(2) 介護保険給付以外のサービス

① 食事

ご利用者の自立支援を目的に、離床して食堂で食事をとっていただけるよう配慮します。

(食事時間)

朝食	午前 7 : 30～午前 8 : 30	昼食	午後 12 : 00～午後 1 : 00
おやつ	午後 3 : 00～午後 3 : 30	夕食	午後 6 : 00～午後 7 : 00

② 居室の提供

当施設及び設備をご利用されるに当たり、管理費、光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。

③ 理美容サービス

理容師・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

④ 日常生活品に係る費用

日常生活に要する品物で、ご利用者にご負担していただくことが適当であるものについては、費用をご負担していただきます。主な日常生活に要する費用は特別な食事、健康管理費、レクリエーションにおける材料費等の実費、クリーニング代、個人専用の電気製品の電気代等です。

3 利用料について

(1) 入居時費用について

入居一時金 生活保護受給者 204,000 円

一般入居者 300,000 円

※入居後 1 年以内に退去される場合は 20 万円返金致します

1 年～2 年以内に退去される場合は 10 万円返金致します

生活保護受給者の入居一時金については返金致しません

(2) サービス利用料金(日額)

※介護保険負担割合証に応じたご負担となります。

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	7,894 円	7,936 円	8,305 円	8,558 円	8,727 円	8,906 円
1 割負担(日額)	790 円	794 円	831 円	856 円	873 円	891 円
2 割負担(日額)	1,579 円	1,588 円	1,661 円	1,712 円	1,746 円	1,782 円
3 割負担(日額)	2,369 円	2,381 円	2,492 円	2,568 円	2,619 円	2,672 円

○その他の介護保険給付サービスは該当した場合は加算されます。

※介護保険負担割合証に応じたご負担となります。下記は 1 割負担の例

初期加算	入居した日から 30 日間算定	32 円/日
入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定	260 円/日
医療連携体制加算 I (ハ)	日常的な健康管理と医療が必要になったときに適応な対応が取れる体制を整備している場合	39 円/日
医療連携体制加算 II	算定日の前 3 ヶ月において医療的ケアが必要な方が 1 名以上入居されている。	6 円/日
生活機能向上連携加算 II	医療提供施設の理学療法士等が訪問し計画作成担当者と共同でアセスメント、計画作成、評価を実施した場合	211 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 I	入居者が病状の急変した場合等において相談、診療、入院の体制を確保している	11 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 II	協力医療機関から 3 年に 1 度以上、施設内にて感染制御等に係る実地指導を受けている	6 円/月
生産性向上推進加算 II	・入居者の安全及び介護サービスの質向の確保及び職員の負担軽減に関する委員会の開催 ・見守り機器等のテクノロジーの導入	11 円/月
協力医療機関連携加算(1)	協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する	106 円/月
サービス提供体制加算(Ⅰ)	指定認知症対応型共同生活介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること	24 円/日
退居時情報提供加算	医療機関へ退居される際の情報提供	264 円/回
退居時相談援助加算	利用者が退居する時に適切な相談援助をした	422 円/回

	場合利用者一人につき1回を限度	
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症利用者を受入れたときに加算	127 円/日
栄養管理体制加算	管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る 技術的助言及び指導を月1回以上行った場合	32 円/月
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合 のサービス提供	240/日
科学的介護推進体制加算	・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認 知症の状況そのたの利用者の心身の状況等に係 る基本的な情報を厚生労働省に提出しているこ と。 ・必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を 見直すなどサービスを適切かつ有効に提供する ために必要な情報を活用していること	44 円/月
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	76 円/日
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下	152 円/日
看取り介護加算	死亡日以前2日又は3日	717 円/日
看取り介護加算	死亡日	1,350 円/日
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の合計に18.6%を乗じた単位数で算定	18.6%

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額
を変更します。

※生活保護受給者に関しては、上記サービス利用料の負担は免除になります。

※協力医療機関連携加算について

協力医療機関との間で、病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催させていただきます。

(3) 介護保険給付外サービスの概要と利用料金 (すべて税別表示)

サービス 項目	サービス内容	費用
食事	食事の提供に要する費用	1780 円/1 日
家賃	家賃に要する費用(入院中も費用が発生します)	2500 円/1 日
運営管理費	施設の維持、管理に要する費用(入院中も費用が発生します)	1000 円/1 日
日用品費	シャンプー、リンス、タオル、毎食事のおしぼり等の日用品費 を提供します。個人用の歯ブラシ、歯磨き粉、個人の好みによ るフェイスタオル、バスタオル等	実費

	箱ティッシュペーパー	250 円/5 箱	
おむつの提供	おむつ・パンツ・パッドを提供します。	紙オムツ	1300 円/1 袋
		紙パンツ	1300 円/1 袋
		尿とりパッド	1200 円/1 袋
教養娯楽費	入居者様の教養娯楽として日常必要なものを提供します。	実費	
理容・美容料	カット 2,000 円/1 回、シェービング 500 円/1 回	実費	
クリーニング	高額な衣服や特殊な素材の衣服の場合	実費	
電気代	持ち込み機器（テレビ、暖房器具等）	1 品 50 円	
その他	コピー代、行事費、予防接種料等	実費	
前項目に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき実費を徴収します。			

※生活保護受給者の食費、家賃、運営管理費については、以下のとおりとします。

食 費： 日 額 1,380 円
 家 賃： 月 額 39,000 円
 運営管理費： 日 額 1,000 円

注) 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由が生じた場合、一か月前までに説明し、当該使用料を相当な額に変更させていただきますのでご了承ください。

(4) 利用料金のお支払い方法

上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日までに入居者あてにお届けします。

ご利用月の翌々月 4 日(4 日が営業日ではない場合、翌営業日)に銀行引落となります。

4 サービス利用に当たってご留意いただくこと

① 面会時間	午前 9 : 00 から午後 8 : 00 面会簿にその都度記入してください。
② 外出、外泊	当施設の用紙で、5 日前にお申し出ください
③ 酒、喫煙	飲酒・喫煙は原則として禁止しています。
④ 設備の利用	施設の居室や設備・器具は本来の使用法に従ってご利用ください。これに反した使用により破損した場合、賠償していただく場合があります。
⑤ 持品の持ち込み	電気製品等の持ち込みはご相談ください。
⑥ 迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

⑦ 貴金属の所持	貴金属は所持しないようにしてください。
⑧ 現金等の所持	現金は原則的に所持しないでください、
⑨ その他	施設内での営利行為や宗教の勧誘、政治活動などは禁止します。ペットの飼育はできません。危険物・火気類の取扱いは禁止します。ライター等は施設にお預けください。

5 サービス提供に際しての留意事項

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ① 計画作成担当者は、ご利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて「認知症対応型共同生活介護計画」(以下「介護計画」といいます。)を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。介護計画を作成した場合にはご利用者に説明の上、その写しを交付します。
- ② 計画作成担当者は、ご利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに介護計画の変更等の対応を行います。

(2) 身体的拘束等の禁止について

- ① 事業所は、サービス提供に当たり、身体拘束の廃止に向けて検討するための委員会を設置するとともに、委員会で検討した内容を職員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所は、身体拘束を伴わないケアを提供するために、職員研修を年2回計画し、実施します。
- ③ 事業者は、サービス提供に当たり、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、ご利用者又はその他ご利用者の生命若しくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ④ 万が一に身体的拘束等の行為を行った場合には、その日時、態様、ご利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員及び当該行為を行った職員等の氏名、その他必要な事項について介護記録に記録するとともに、ご利用者及びその家族等に十分説明します。

(3) 褥瘡発生の防止について

事業者は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するためにユニット会議等での検討および職員研修の実施を行い、褥瘡の発生の防止と早期改善に努めます。

(4) 事故発生の予防及び再発防止について

- ① 事業者は、事故発生防止に関する指針を整備し、事故発生と再発の防止に努めます。

- ② 事業者は、事故発生の防止のためにユニット会議等において、事故発生の防止及び再発防止策を検討します。また、事故発生防止に関して検討された内容は、職員に周知徹底を図るとともに、事故対応マニュアルに従い、ご利用者や関係機関への情報提供を行います。
- ③ 事業者は事故の発生と再発の防止を目的に職員研修の機会を設けます。

(5) 感染症及び食中毒の予防について

- ① 事業者は、感染症及び食中毒の予防及び感染防止のための指針を整備し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に努めます。
- ② 事業者は、感染症等対策の研修を職員に対して計画的に行います。
- ③ 事業者は、感染症を有するご利用者に対しては、かかりつけ医等の指示に基づき、かつ「感染症対策マニュアル」に則り対応します。

(6) 非常災害時の対策について

- ① 事業者は、火災その他の非常災害時における必要な設備を設けます。また、非常災害時における関係機関への通報体制を整備します。
- ② 事業者は、非常災害時に備えた訓練を年2回、ご利用者、関係機関及び地域住民とともに実施します。
- ③ 事業者は、職員に対して非常災害時に関する研修を行い、周知徹底を図ります。

(7) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
実施した直近の年月日	令和7年2月6日
実施した評価機関の名称	特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパン
評価結果の開示状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

6 相談・苦情の対応について

ご利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、寝屋川市又は国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

事業者は、ご利用者が苦情の申し出等を行ったことを理由として、なんら不利益な取り扱いをいたしません。

- (1) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。

【当該事業者の窓口】

社会医療法人山弘会 グループホームみかんの里

所在地 大阪府寝屋川市池田中町2番20号

電話番号 072-800-5427

ファックス 072-800-5428

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

苦情受付担当者：渡邊 裕二

苦情処理担当者：小川 良二

(2) 寝屋川市及び公的団体の苦情受付窓口は以下のとおりです。

【市町村の窓口】

寝屋川市保健福祉部高齢介護室

所在地 大阪府寝屋川市池田西町24番5号(池の里市民交流センター内)

電話番号 072-838-0518(直通)

ファックス 072-838-0102(直通)

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル

電話番号 06-6949-5418

ファックス 06-6949-5417

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時

(3) 相談・苦情処理の手順

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりです。

- ① ご利用者及びそのご家族様の苦情を随時受け付け、正確に状況の把握をします。
- ② 苦情の受付から解決、改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。
- ③ 苦情内容を確認の上、苦情処理対策委員会を開催し、苦情の原因調査を行い、解決策を検討します。
- ④ 苦情申し出者との話し合いにおいて原因の報告、解決策の提示をし、苦情の解決を図ります。

7 虐待防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 渡邊 裕二

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを寝屋川市高齢介護室に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の使用および保護について

- (1) ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、ご利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ③ 事業者は、職員に業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約時の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ① 事業者は、ご利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、ご利用者又はその家族の個人情報を用いません。
 - ② 事業者は、ご利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
 - ③ 事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。

9 緊急時の対応について

事故や体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、ご家族や主治医、緊急機関等へ連絡いたします。当施設所定の用紙に必要事項をご記入ください。

家族等緊急連絡先	氏 名： 続柄： 住 所： 電話番号： 携帯電話：
主治医	医療機関名： 医 師 名： 電話番号：

【協力医療機関】

医療機関の名称	社会医療法人山弘会 上山病院
所在地	大阪府寝屋川市秦町 15 番 3 号
主な診療科	内科・循環器科、外科、整形外科、形成外科、脳外科
電話番号	072-825-2345

医療機関の名称	医療法人一祐会 藤本病院
所在地	大阪府寝屋川市八坂町 2 番 3 号
診療科	眼科
電話番号	072-824-1212

医療機関の名称	医療法人長尾会 ねや川サナトリウム
所在地	大阪府寝屋川市寝屋川公園 2370-6
診療科	精神科
電話番号	072-822-3561

【協力歯科】

医療機関の名称	かしたに歯科
所在地	大阪府寝屋川市三井南町 19-21
電話番号	072-834-3372

10 事故発生時の対応方法について

- (1) ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、ご利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、寝屋川市に対して事故内容及び対応経過等の報告を迅速に行います。

【市町村の窓口】

寝屋川市福祉部高齢介護室

所在地 大阪府寝屋川市池田西町 24 番 5 号(池の里市民交流センター内)

電話番号 072-838-0518(直通)

ファックス 072-838-0102(直通)

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前 9 時～午後 5 時 30 分

- (2) 事業者は、事故発生によりご利用者に損害賠償すべき事態が起こった場合には、速やかに損害を賠償します。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	会社名	損害保険ジャパン日本東亜株式会社
	保険種類	居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者・居宅支援事業者向け 賠償責任保険

1.1 サービス提供の記録の保管

- (1) 事業者は、サービスを提供した際には、介護記録等に提供したサービス内容等の必要事項を記録します。
- (2) 事業者が作成した介護記録等は、サービス完結の日が属する年度の末日から5年間これを保存し、関係者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

年 月 日

利用契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明いたしました。

【事業者】

所在地 大阪府寝屋川市池田中町2番20号
法人名 社会医療法人 山弘会
代表者 江坂 竜二
(認知症対応型サービス事業開設者研修修了者)

事業所名 グループホームみかんの里
説明者名 渡邊 裕二

利用契約の締結にあたり、上記の重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住 所
氏 名

ご利用者の家族等 住 所
氏 名
続 柄